

税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までにはお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方消費税(法人)

振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出

※オンラインによる提出も可能

✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要

✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。

納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。

